

**社会保障と法：社会保障と法政策****養親子間にある者の内縁関係と遺族年金受給権者たる配偶者該当性**

渡邊 絹子\*

**I はじめに**

国民年金法、厚生年金保険法、次の判例研究で取り上げる国家公務員共済組合法（以下「国共法」という。）などでは、遺族年金の受給権者たる「配偶者」の定義として、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む」と規定している<sup>1)</sup>。国民年金法などの遺族年金を支給する旨規定している各種年金法において、その受給権者たる遺族としての「配偶者」に、事実婚上の配偶者すなわち内縁の配偶者を含むこととしたのは、死亡した被保険者等の遺族の生活の安定と福祉向上に寄与するという目的に鑑み、必ずしも民法上の配偶者の概念と同一のものとしなければならないのではなく、当該被保険者等との関係において、互いに協力して社会通念上夫婦としての共同生活を現実に営んでいた者に遺族年金を支給することが、同給付の社会的な性格や上記目的にも適合すると考えられたことによるものと解されている（最一小判平成19年3月8日・民集61巻2号518頁。以下「平成19年最高裁判決」という。）。他方で、平成19年最高裁判決では、公的年金制度であり、被保険者等から強制的に徴収される保険料及び国庫負担を財源としていることを考慮すると、民法の定める婚姻法秩序に反するような内縁関係にある者まで、一般的に遺族年金の受給権者たる配偶者に当たると解することはできないとも判示されている。

各種年金法上において保護の対象となる内縁配

偶者該当性の判断において、民法上の婚姻障害事由がどのような影響を及ぼし得るのか、近親者間における内縁関係についての遺族年金受給権者たる配偶者該当性判断に係るこれまでの最高裁判例を概観したうえで、特に、養親子関係に関する近時の裁判例を踏まえ若干の検討を試みたい。

**II これまでの近親者間の内縁関係に関する最高裁判決****1 昭和60年最高裁判決<sup>2)</sup>**

本件は、夫の死亡後7年経過した後に、夫の連れ子と内縁関係になった者、すなわち民法735条により婚姻が禁止されている直系姻族間にある者の配偶者該当性が争われた事案である。本判決で、民法735条は、「一たん適法に成立した婚姻により直系姻族としての生活感情を生じた者の間に婚姻を認めることは社会の倫理をみだすとの観点から規定されたものであって、同条に抵触する場合には婚姻の届出は受理されず、有効に婚姻関係に入ることができないものである以上」、夫の連れ子と内縁関係にあったとしても、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」にはあたらないと判断されている。本判決では、およそ将来においても法律上有効な婚姻関係に入り得る余地のない内縁関係を反倫理的でないとして解することはできないということが、配偶者性が認められない最大の根拠となっている<sup>3)</sup>。このような判断は、直系血族間、二親等の傍系血族間の内縁関係は、我が国の現在の婚姻秩序又は社会

\* 筑波大学ビジネスサイエンス系准教授

<sup>1)</sup> 国民年金法5条7項、厚生年金保険法3条2項、国共法2条4項。

<sup>2)</sup> 最一小判昭和60年2月14日訟月31巻9号2204頁。

通念を前提とする限り、反倫理性、反公益性が極めて大きく、このような中核的な婚姻法秩序が内縁保護の要請の前に劣後を強いられるといった事態を想定することはできず、いかにその当事者が社会通念上夫婦としての共同生活を営んでいても、各種年金法上で保護される配偶者には当たらないという理解に基づくものと解されている<sup>9)</sup>。

## 2 平成19年最高裁判決

本件は、民法734条1項によって婚姻が禁止される近親者間の内縁関係のうちの叔父と姪という三親等傍系血族間での内縁関係について、「近親者間における婚姻を禁止すべき公益的要請よりも遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという法の目的を優先させるべき特段の事情がある」場合、「その内縁関係が民法により婚姻が禁止される近親者間におけるものであるという一事をもって」遺族年金の受給権を否定することは許されないと判示し、およそ将来においても法律上有効な婚姻関係に入り得る余地のない内縁関係について、極めて限定的ではあるものの、近親者間の内縁関係配偶者の遺族年金受給権者たる配偶者性を認める判断をした。本判決で、「特段の事情」が認められる可能性がある場合か否かを判断する際の考慮要素として挙げられたものは、当該内縁関係が形成された社会的、時代的背景（「かつて、農業後継者の確保等の要請から親族間の結婚が少なからず行われていたことは公知の事実であり」、当該内縁関係を形成した当事者の周囲でも、地域的特性から親族間の結婚が比較的多く行われるとともに、叔父と姪との間の内縁も散見され、「そのような関係が地域社会や親族内において抵抗感なく受け入れられている例も存在していたことがうかがわれる」といった背景事情）、そして、その社会的、時代的背景の下で当該内縁関係が形成されるに至った経緯、周囲や地域社会の受け止め方、共同生活期間の長短、子の有無、夫婦生活の安定性

等となっている。もっとも、本判決では、「殊に、直系血族間、二親等の傍系血族間の内縁関係は、我が国の現在の婚姻法秩序又は社会通念を前提とする限り、反倫理性、反公益性が極めて大きいと考えられるのであって、いかにその当事者が社会通念上夫婦としての共同生活を営んでいたとしても、（厚生年金保険：筆者注）法3条2項によって保護される配偶者には当たらないものと解される。」と述べ、あくまで三親等の傍系血族間を対象とする判断であることを明らかにしている点に注意する必要がある。あわせて、「民法の近親婚禁止法制と地方的慣習との相克という社会的、時代的背景を有しない」場合については、本判決の判示内容は及ばないと解される<sup>9)</sup>。その意味においても、本判決の射程は非常に狭いものといえよう。

## III 養親子間における内縁関係に関する近時の裁判例

養親子間の内縁関係において、遺族年金の受給権者たる配偶者該当性が争われた裁判例として、①さいたま地判平23年3月23日判例地方自治362号93頁、②東京地判平26年11月14日裁判所ウェブサイト、③同控訴審の東京高判平27年4月16日裁判所ウェブサイト、④大阪地判令2年3月5日判時2473号42頁、そして次の判例研究で取り上げる⑤東京地判令和3年7月28日LEX/DB25600238（以下「令和3年東京地裁判決」という）がある。ここでは、次の判例研究との関係で、内縁関係の形成が養子縁組より先行していた前記①（ただし、同裁判例はそもそも叔父と姪という近親婚関係にあり、のちに養子縁組をしたものである）、④、⑤のうち、紙幅の関係上④（以下「令和2年大阪地裁判決」という）を中心に取り上げることとしたい（前記②・③は養子縁組前に情交関係はあったが、内縁関係といえる状況に至ったのは養子縁組の後と認定されている）。

<sup>9)</sup> 同判決では、重婚的内縁関係の場合（民法732条の趣旨に反する内縁関係であっても法の適用があり得ること）との違いとして、将来法律上有効な婚姻に入り得る内縁関係であるか否かで著しく事情が異なるとされている。

<sup>4)</sup> 清野正彦「判解」最判解平成19年（上）185頁、210頁以下。

<sup>5)</sup> 前掲注4：清野・215頁。

令和2年大阪地裁判決では、夫の母親の反対によって婚姻することを断念したものの、夫婦で同じ氏を名乗って生活することを望んだことから、母親の許しを得られるまでの間、養子縁組をすることによって同じ氏を名乗るとの希望を叶えたため、民法の規定に抵触することとなった内縁関係について、遺族年金受給権者たる内縁配偶者に当たるかが問われた。当該内縁関係は、夫が死亡するまでの約11年間にわたり、円満な共同生活を安定的に継続し、近隣住民等からも夫婦として認識されていたと認定されている。本判決は、養子縁組することにより、血族間におけるのと同じの親族関係が生じ（民法727条）、養子は養親の嫡出子の身分を取得し（同809条）、さらに養子は養親の氏を称する（同810条）等の効果が生じるものとしていることから、「養親子間についても、実親子と同様の身分法上の秩序が維持されるべきであるとの社会倫理的考慮から、実親子間の婚姻についてと同様にその婚姻を禁止することとしたものと解される」とし、養親子関係の実質を伴う養親子の間における内縁関係は、一般的に反倫理性、反公益性が極めて大きいことから、遺族年金受給権者たる配偶者には当たらないとの一般論を提示する。そのうえで、「もっとも、養親子間で婚姻が禁止されるのは、…社会倫理的考慮すなわち性愛の秩序と親子の秩序の混同防止という公益的要請を理由とするものであることからすると、当該養親子間の内縁関係の反倫理性、反公益性が婚姻法秩序維持等の観点から問題とする必要がない程度に著しく低いと認められる場合には、上記近親者間における婚姻を禁止すべき公益的要請よりも遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという厚年法の目的を優先させるべき特段の事情があるものというべきである」と判示する。この判示は、平成19年最高裁判決に依拠しているものであるが、同判決が直系血族間の内縁関係については、例外を認めない形で反倫理性、反公益性が極めて大きいとした説示部分は、「当該養親子の関係が少なからずその実質を有していたことを前提に、

そのような養親子が内縁関係を持つに至った場合についての説示であると理解すべき」であるとの見解を述べた点に特徴がある。このような理解が妥当であるかは疑問がある。

また、本判決及び令和3年東京地裁判決の事案では、内縁関係構築当初には婚姻障害事由は存在せず、後に自ら婚姻障害事由（養親子関係）を創出した場合に、どのように遺族年金の受給権者たる配偶者該当性を判断すべきかについて、平成19年最高裁判決に依拠しながら、その判断枠組みを提示したものと見える。このような婚姻障害事由が後から生じた場合における遺族年金の受給権者たる配偶者該当性の判断基準として、平成19年最高裁判決に依拠することが妥当かは改めて問われ得る問題であると思われる。また、令和2年大阪地裁判決で重視されているのは、問題となっている養親子関係は形式的なものにすぎず、親子関係としての実態を有さず、他方で内縁関係としての実態が変化することなく継続していたという点である。自然的な関係である実親子関係では、およそ問題とされないであろう親子関係の実質を有していたかという点について、人為的な関係である養親子関係においては、遺族年金の受給権者たる配偶者該当性を判断する重要な要素とする考え方の妥当性については、なお慎重に検討する必要がある<sup>6)</sup>。

#### Ⅳ 結びに代えて

近時の養親子関係における内縁配偶者に遺族年金受給権を肯定する裁判例の判断については、それら裁判例が依拠する平成19年最高裁判決の射程や昭和60年最高裁判決との関係での整理が必要であるように思われる<sup>7)</sup>。

令和2年大阪地裁判決も、令和3年東京地裁判決も、養親子関係における「親子」の実態はなく、「夫婦」としての実態を有していたことを重視し、年金法上の「内縁配偶者」としての保護を及ぼす判断を示したといえるが、同じ当事者間において

<sup>6)</sup> 池田悠太「内縁関係にあった養子が厚生年金保険法上の配偶者に当たるとされた例（大阪地裁令和2年3月5日判決）」法学（東北大学）85巻3号59頁。

「親子」と「夫婦」という二つの関係性が構築されることの反倫理性、反公益性を低く評価しすぎではなからうか<sup>8)</sup>。優生学的配慮が当然には要求されない人為的な関係である養親子関係であれば、その実態判断によっては内縁配偶者であることを肯定しても差し支えないと解しているならば、養親子関係が離縁によって終了した後も婚姻が禁止されている（民法736条。それだけ反倫理性、反公

益性が大きいと解される）こととの関係をどのように理解すべきであろうか。また、養子縁組や婚姻に関する法知識等の欠如や養子縁組を積極的に選択した事実等を、遺族年金の受給権者たる配偶者性の判断においてどのように評価するのも検討が必要と思われる。

(わたなべ・きぬこ)

---

<sup>7)</sup> 各種年金法上に定める「婚姻の届出をしていないが」という文言の解釈についても改めて検討する必要があるように思われる。「婚姻の届出をしていないが」という言葉を素直に理解すれば、婚姻の届出をしようと思えばできる状態にあることが前提となっていると考えられ、およそ将来にわたって適法に婚姻の届出をなすことができない場合の判断については、平成19年最高裁判決が示すような極めて限定的な「特段の事情」が認められることが必要である。平成19年最高裁判決の判示内容が、三親等傍系血族間以外の場合について、どこまで及び得るのか、養親子という人為的な関係において及び得るとした場合のその論拠は何か等について、検討を要するよう思われる。

<sup>8)</sup> 養親子関係にあることによって生じる相続等に関する利益（法律効果）を享受する一方で、年金法上の内縁配偶者としての保護を得るという二面性をどのように考えるべきであろうか。前掲注6：池田・58頁は、この点に関する令和2年大阪地裁判決の不十分性を指摘する。また、前掲②及び③裁判例では、養子縁組の有効性が争われ（有効と判断）、さらに、養子でありながら内縁の妻であることが社会的に受け入れられていたか否かという点から判断が行われている（結論として、年金法上の内縁配偶者該当性を否定）。